

松本市農業集落排水事業経営戦略
(改定版)

令和4年3月改定

松本市

目次

1	経営戦略の改定に当たって	1
(1)	経営戦略の改定の趣旨	1
(2)	経営戦略の対象事業	1
(3)	経営戦略の計画期間	1
2	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	民間活力の活用等	3
(3)	経営比較分析表を活用した分析	3
3	将来の事業環境	6
(1)	処理区域内人口の予測	6
(2)	有収水量の予測	6
(3)	使用料収入の見通し	7
(4)	施設の見通し	8
(5)	組織の見通し	9
4	経営の基本方針	9
5	投資・財政計画	9
(1)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	9
(2)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要	10
6	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	11
	【別紙1】農業集落排水事業 経営比較分析表	12
	【別紙2】小規模集合排水処理事業 経営比較分析表	13
	【別紙3】(1/2)農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）	14
	【別紙3】(2/2)農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）	15
	【別紙4】(1/2)小規模集合排水処理事業 投資・財政計画（収支計画）	16
	【別紙4】(2/2)小規模集合排水処理事業 投資・財政計画（収支計画）	17

1 経営戦略の改定に当たって

(1) 経営戦略の改定の趣旨

松本市農業集落排水事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさを増しています。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）が発出され、公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が要請されました。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めたうえで、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

農業集落排水事業においては、平成29年3月に「松本市農業集落排水事業経営戦略」を策定し、経営の健全化に努めてまいりましたが、策定から5年が経過することから、経営戦略を改定するものです。

(2) 経営戦略の対象事業

経営戦略では次の事業を対象としています。

- ア 農業集落排水事業
- イ 小規模集合排水処理事業

(3) 経営戦略の計画期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、計画期間は10年以上を基本としていることから、令和4年度から令和13年度までの10年間を、改定後の経営戦略の計画期間とします。

2 事業概要

(1) 事業の現況

ア 施設（令和3年3月31日現在）

供用開始年月日（供用開始後年数）	平成8年度～平成12年度 （24年～20年）
法適（全部適用・一部適用）非適の区分	非適 （令和6年4月に財務規定等を適用予定）
処理区域内人口密度	33人/ha
流域下水道への接続の有無	無
処理区数	4 （農業集落排水事業は、大野田、島々及び稲核の3処理区、小規模集合排水処理事業は野沢処理区）
処理場数	4（1処理区1処理場）
広域化・共同化・最適化実施状況 ※1	平成31年3月末に寿赤木処理区を公共下水道事業に接続しています。

※1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

イ 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	施設使用料は、基本料金と排水量による料金の合計 （基本料金1,650円/月、排水量1m ³ ～25m ³ は110円/m ³ 、26m ³ ～は88円/m ³ ）（税込み）		
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料 （20m ³ あたり） ※2	平成30年度	寿赤木処理区	4,310円
		その他の処理区	3,780円
	令和元年度	3,850円	
	令和2年度	3,850円	

実質的な使用料 (20 m ³ あたり) ※3	平成30年度	3,954円
	令和元年度	4,232円
	令和2年度	4,290円

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

ウ 組織

職員数	耕地課 13名（課長、管理担当3名、土地改良担当9名） 西部担当 3名 （本事業に、職員給与費等の人件費は計上していません。）
事業運営組織	<pre> graph LR K[耕地課] --- H[本庁] K --- W[西部担当] </pre> <p>農業集落排水事業 小規模集合排水処理事業</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託（包括的民間委託を含む）	処理場の維持管理業務及び使用料徴収事務を民間委託しています。
	指定管理者制度	該当なし
	PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）※4	該当なし
	土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）※5	該当なし

※4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組みを指す。

※5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組みを指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した分析

令和2年度に公表しました、令和元年度決算「経営比較分析表」を別紙1から別紙2に示します。この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状と課題を的確かつ簡明に把握することが可能とな

ります。

なお、令和2年度決算に基づく各種指標は次のとおりです。

指標	農業集落排水事業	小規模集合排水処理事業
収益的収支比率	53.87%	35.19%
企業債残高対事業規模比率	1,341.43%	6,794.87%
経費回収率	66.30%	50.43%
汚水処理原価	322.85円	478.35円
施設利用率	30.38%	16.67%
水洗化率	100.00%	100.00%
管渠改善率	0.00%	0.00%

経営比較分析表の指標に関する分析

ア 収益的収支比率【総収益÷(総費用+地方債償還金)×100】

使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

収益的収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。

令和2年度の収益的収支比率は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも100%未満となっており、経営改善に向けた取組みが必要です。

イ 企業債残高対事業規模比率【(地方債現在高合計－一般会計負担額)÷(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)×100】

使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。

企業債残高対事業規模比率は、農業集落排水事業については、寿赤木処理区を公共下水道事業に統合したことにより令和元年度に減少していますが、小規模集合排水処理事業は事業規模が小さいため比率が高くなっています。

ウ 経費回収率【下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能になります。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を

示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況であり、使用料改定の検討及び汚水処理費の削減が必要です。

令和 2 年度の経費回収率は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも 100%を下回っているため、使用料改定の検討や汚水処理費の削減が必要となります。

エ 汚水処理原価【汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

汚水処理原価は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも増加傾向にあります。これは、主に有収水量が減少していることによります。

オ 施設利用率【晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

施設利用率は、一般的には高い数値であることが望まれる指標です。経年比較や類似団体と比較して状況を把握し、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要になります。

過去の施設利用率は農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも類似団体平均を下回っており、施設の更新の際には適切な施設規模とする必要があります。

カ 水洗化率【現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい指標です。一般的に、数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取り組みが必要です。

令和 2 年度の水洗化率は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも100%となっており、処理区域内の全員が下水道に接続している状態です。

キ 管渠改善率【改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道布設延長×100】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

例えば、管渠改善率が 2 %の場合、全ての管渠を更新するのに 50 年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後

の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。

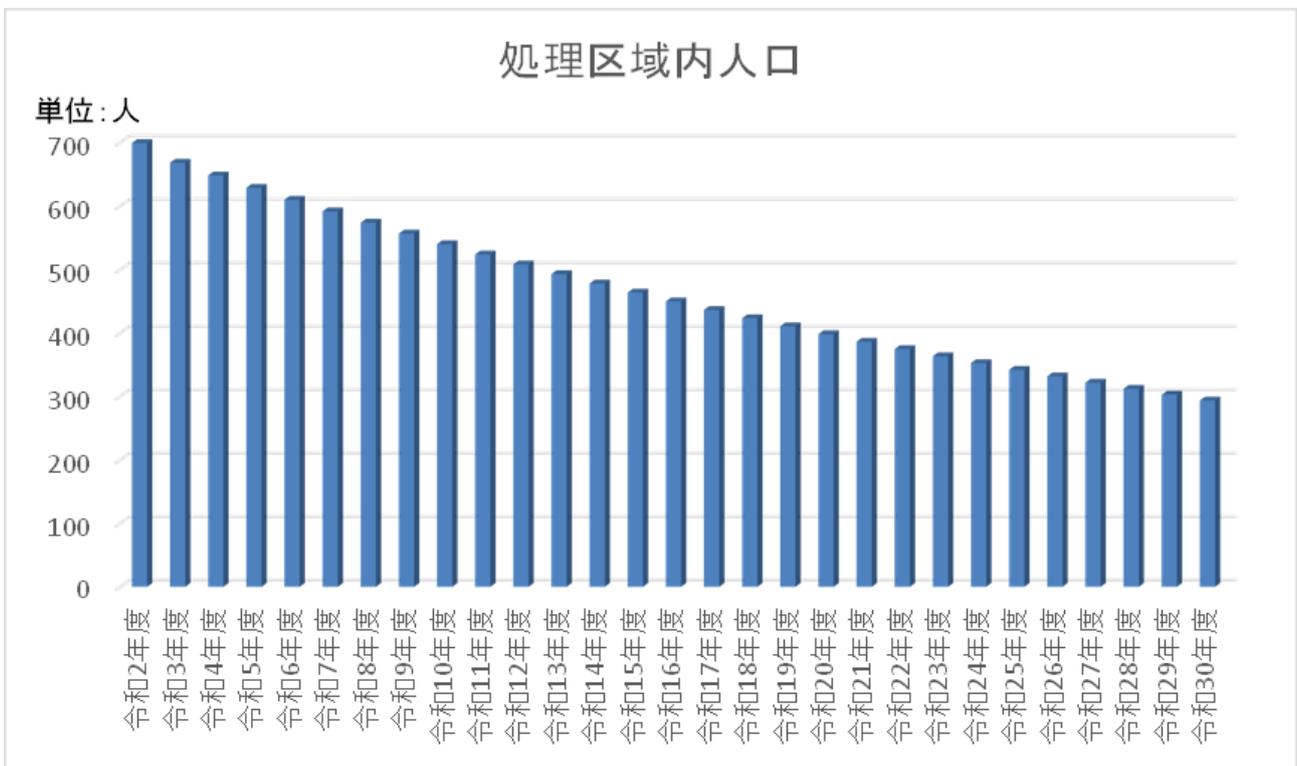
令和2年度の管渠改善率は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業のいずれも0%ですが、現在のところ管渠に異常がないため、更新していないものです。

3 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

ア 農業集落排水事業

安曇地区は、過疎化・高齢化が進行しており、処理区内人口は令和2年度が約700人（計画人口の35%）、令和20年度は約400人（計画人口の約20%）、令和30年度は約300人（計画人口の約15%）と、毎年約3%の割合で逡減していくことが予想されます。



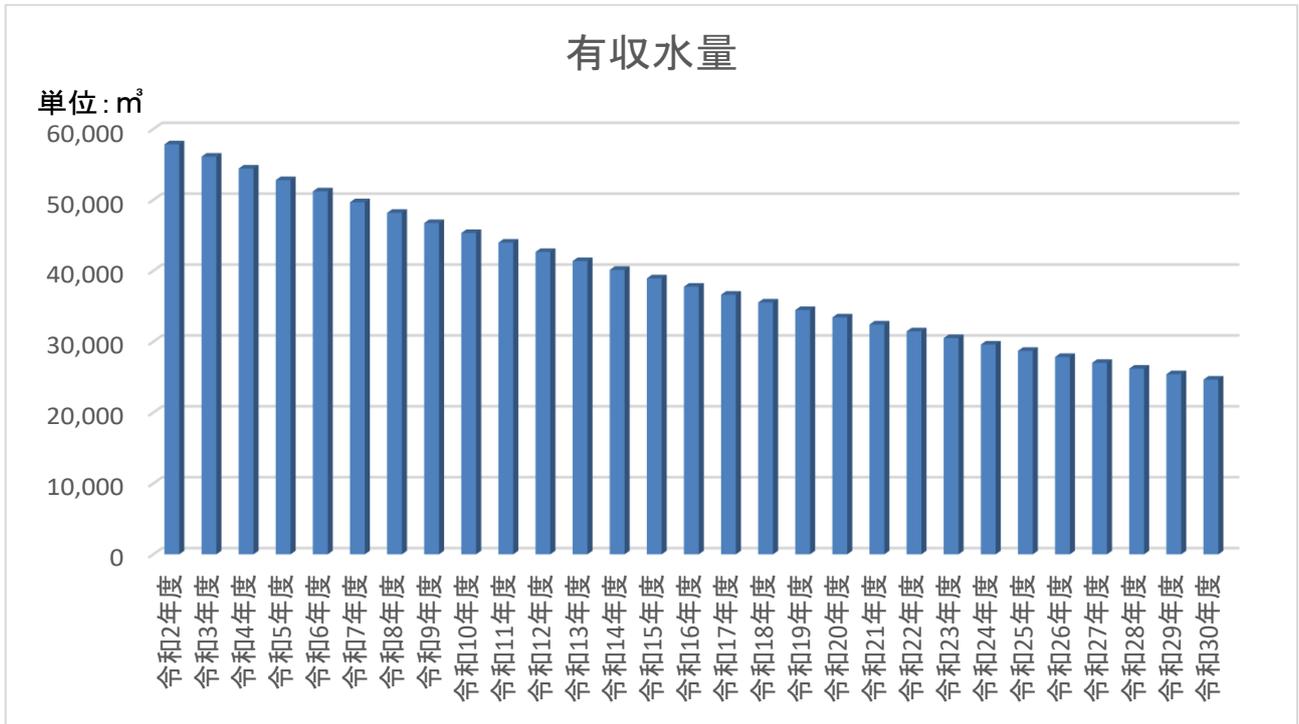
イ 小規模集合排水処理事業

主な利用者は市営住宅の入居者です。市営住宅は建築後20年以上が経過して老朽化が進み、建て替えの計画もないため、近い将来、利用者はゼロとなる見込みです。

(2) 有収水量の予測

ア 農業集落排水事業

人口減少に伴い、有収水量は毎年3%程度の減少が見込まれます。



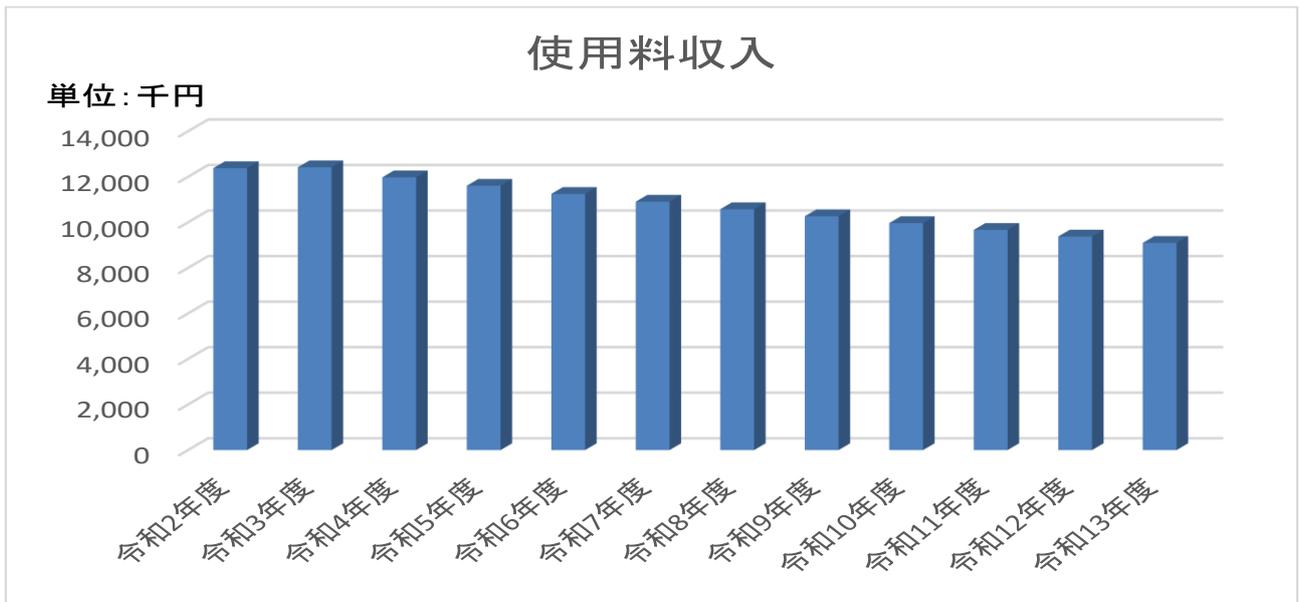
イ 小規模集合排水処理事業

市営住宅の入居者の減少に伴い、減少する一方です。

(3) 使用料収入の見通し

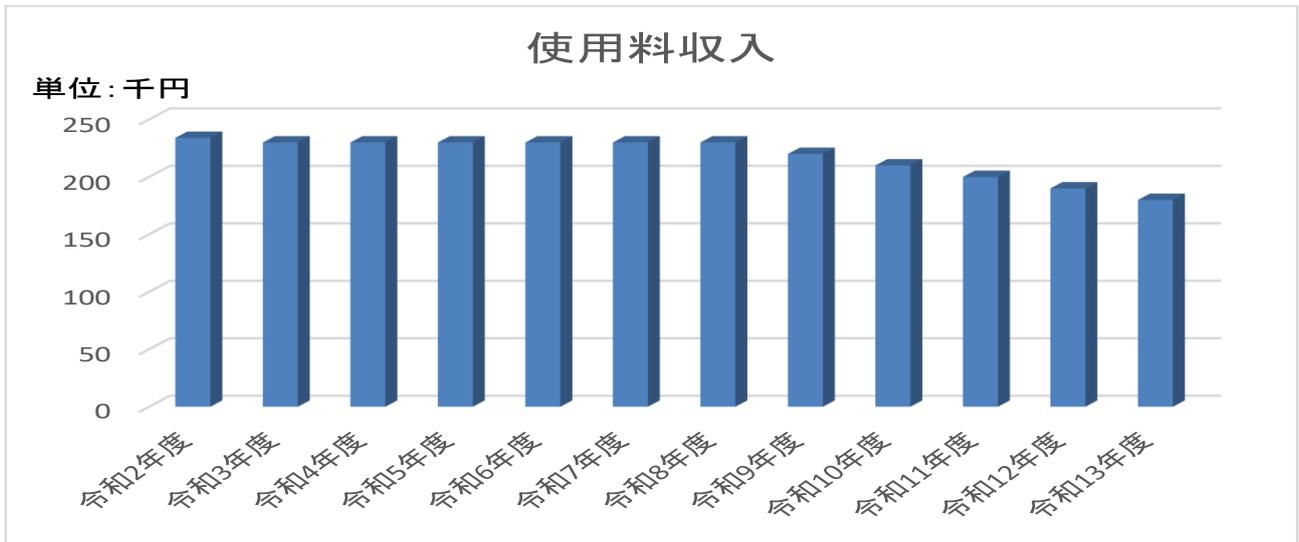
ア 農業集落排水事業

人口の減少に伴い、令和2年度の使用料金収入実績は1,238万円と年々減少しています。使用料金収入の見通しは、令和10年度は997万円、令和20年度は730万円、令和30年度は540万円と大きく減少していくことが見込まれます。このため、令和5年度中の使用料の見直しに向けて、地元と協議してまいります。



イ 小規模集合排水処理事業

令和2年度の使用料金収入実績は23万円、令和10年度は21万円であり、市営住宅の入居者の減少に伴い、ますます減少していくことが予想されます。



(4) 施設の見通し

ア 農業集落排水事業

農業集落排水処理施設は、旧安曇村が平成6～11年度にかけて、4施設、総事業費約17億円、汚水処理計画人口計約2,000人を見込んで建設しました。

しかし、建設から20年以上が経過して施設は老朽化しています。このため、令和2～3年度に島々地区汚水処理場の防食塗装工事を実施、令和4～5年度に大野田地区汚水処理場、令和6～7年度には稲核汚水処理場の防食塗装工事を行う予定です。その後、当面の間、現状を維持してまいります。

イ 小規模集合排水処理事業
入居者がいる限り現状を維持してまいります。

(5) 組織の見通し

令和3年度に組織改正を行い、産業振興部耕地課西部担当が維持管理を行っています。

なお、当面は、現状の体制で業務を進める予定です。

4 経営の基本方針

松本市の人口は、平成27年における人口を100とした場合、令和12年には96.5%に令和27年には90.1%に減少する見込みです。

また、高齢者数は増加の一途をたどり、令和27年には高齢化率が約37.4%に達する見込みです。

特に安曇地区は過疎化・高齢化が進行しており、処理区内人口は令和2年度が約700人（計画人口の35%）、令和20年度は約400人（計画人口の約20%）、令和30年度は約300人（計画人口の約15%）と、毎年約3%の割合で逡減していくことが予想されています。

このため、農業集落排水事業の健全経営と施設を適切に維持管理することにより、地域の清潔で快適な生活環境の確保と河川の水質保全を目指します。

また、農業集落排水処理施設は、平成8年度から平成12年度に供用を開始したため、汚水処理機器が耐用年数を経過しています。

しかし、山間部に設置されているので公共下水道への接続は困難なため、平成29年度に最適化構想を策定して施設の機能維持を図るとともに、防食工事を実施して長寿命化を図ります。

さらに、令和6年度に公営企業会計を適用することで、将来にわたって持続可能な経営を確保し、経営の見える化による経営基盤の強化に努めます。

5 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

投資・財政計画は別紙3から別紙4のとおりです。

ア 収支計画のうち投資についての説明

目標	令和7年度までに、汚水処理場防食塗装工事を終了させます。 その後は、人口減少に対応した運転方法の工夫等を行いながら、維持管理費の削減に努めます。
----	---

農業集落排水処理施設は、旧安曇村が平成6～11年度にかけて、4施設、総事業費約17億円、汚水処理計画人口計約2,000人を見込んで建設しました。建設から20年以上が経過して施設が老朽化しており、令和2～3年度に島々地区汚水処理場の防食塗装工事を実施しました。引き続き、令和4～5年度には大野田地区汚水処理場、令和6～7年度には稲核汚水処理場の防食塗装工事を行う予定です。

イ 収支計画のうち財源についての説明

目標	令和5年度中の使用料の見直しに向けて、地元と協議してまいります。
----	----------------------------------

一般会計からの繰入金については、国が示す基準に基づくもののほか、収支の均衡を図るため、維持管理費へ基準外の繰入れを見込みます。

なお、基準外の繰入れについては、維持管理費の縮減に努め、必要以上の繰入れを行わないこととします。

農業集落排水処理施設の防食塗装工事の財源は、国庫補助金と起債を見込みます。

ウ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、過去の実績から求めた平均の額を見込み、科目に応じて減額していきます。

また、物価上昇は見込まずに現状の水準で推移するものとし、修繕費については現状維持とします。

(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口減少と高齢化が進み、使用料収入は減少傾向で推移するものと考えられます。 このような状況において、老朽化した管渠や処理場の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持していくことは困難になることが予想されます。平成31年3月末に寿赤木処理区を公共下水道事業に接続しましたが、効率的な施設運営の更なる検討を行います。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	該当なし

その他の取組み	該当なし
---------	------

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料は、令和5年度中の見直しに向けて地元と協議してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組み	該当なし

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	これまでも処理場の維持管理業務や安曇地区の使用料徴収事務の委託を進め、業務の効率化を図ってきました。 今後とも、民間の活力を生かし、効率的な経営の実現を目指します。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	処理場やポンプ場の機器更新時に、省エネルギータイプの機器を導入することにより、消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理場の統廃合や汚水処理能力の適正化を検討し、効率的な施設運営を行うことにより、薬品費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	日常点検を行い施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改修や更新により修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	委託業務の範囲の見直しなどを行い、委託料については現在の水準を維持することとします。しかし、老朽化が進む施設の維持管理を安定的に行うためには、委託料の見直しを検討する必要があると考えます。
その他の取組み	該当なし

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略については、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、定期的に検証を行うとともに見直しを行います。

毎年度の進捗管理とともに、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、更なる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、経営戦略の更新を行います。

【別紙1】農業集落排水事業 経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

長野県 松本市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の階級
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.30	100.00	3,670

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
238,737	978.47	243.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
724	0.20	3,620.00

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

(1) 収益的収支比率は61.59%で、単年度収支は赤字ですが、昨年度と比較して若干の改善が見られました。今後は、使用料金の改定を検討し、適正な使用料収入の確保と維持管理費の経費削減に努めます。

(2) 企業債務高対事業規模比率は1,375.36%で、類似団体平均値を548.53%上回っています。昨年度と比較し、527.4%下回っているのは、平成31年度に寿赤木処理区を公共下水道に統合したことによるものです。

(3) 経費回収率は64.91%で、類似団体平均値を7.6%上回っています。汚水処理費の一部を公費で賄っているため、適正な料金収入の確保及び経費削減が必要です。

(4) 汚水処理原価は、325.10円で、類似団体平均値より51.58円上回っています。また、昨年度と比較し、92.72円上昇しているのは、過疎化に伴い、人口が減少し、年間有収水量が減少したことによるものです。

(5) 施設利用率は29.23%で、類似団体平均値を20.91%下回っています。超高齢化・人口減少等により、今後汚水流入量の増加が見込めないため、施設の処理能力が過大です。

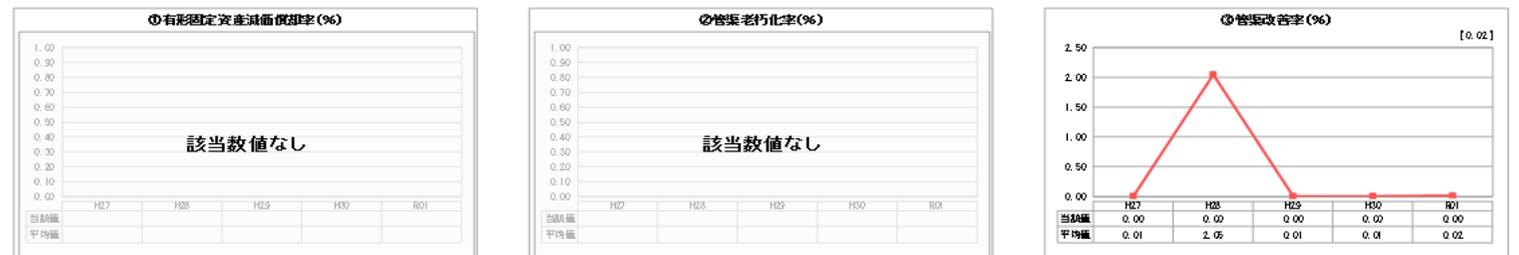
(6) 大野田処理区、島々処理区及び稲核処理区の水洗化率は100.00%で、類似団体平均値より15.02%上回っています。

2. 老朽化の状況について

(1) 管路改善率は0.00%で、類似団体平均値と同様状況です。

(2) 大野田処理場、島々処理場及び稲核処理場は、供用開始から20年～24年が経過しています。汚水処理機器は耐用年数を経過しており、今後、多額の修繕費用が必要です。

2. 老朽化の状況



全体総括

1 収益的収支比率が100%未満のため、使用料金の改定を検討し、適正な使用料収入の確保と経費削減に努めます。

2 安曇地区の大野田処理場、島々処理場及び稲核処理場は、山間地に設置されており、公共下水道との接続が難しいため、令和2年度～令和7年度に施設の改修を回ります。

3 企業債務高対事業規模比率が類似団体平均値より高くなっています。今後、施設の長寿命化工事を行うため、企業債務高が増加する見込みです。このため、国の補助事業等を活用し、経費削減に努めます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

【別紙2】小規模集合排水処理事業 経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

長野県 松本市

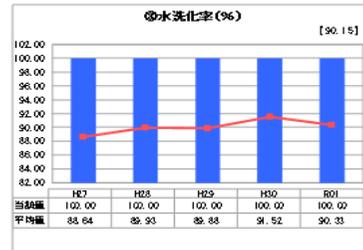
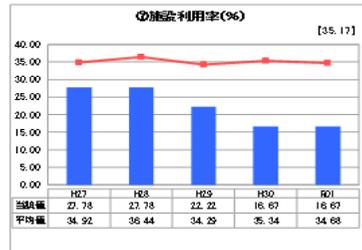
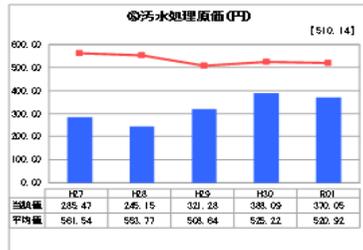
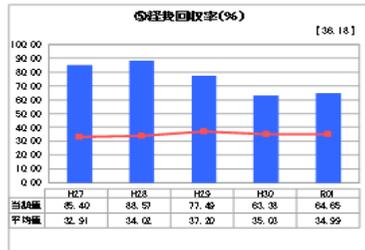
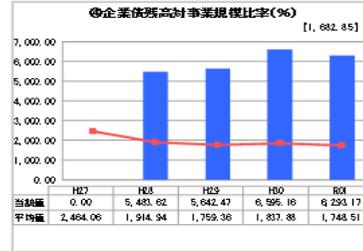
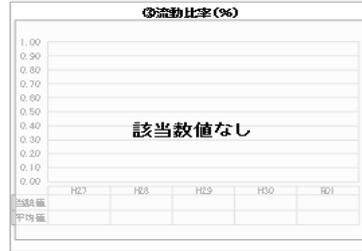
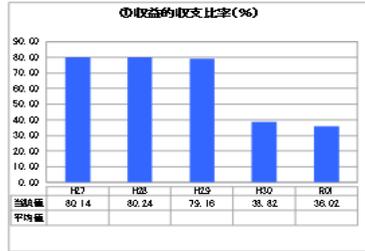
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非通用	下水道事業	小規模集合排水処理	12	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.01	100.00	3,670

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
239,737	978.47	243.99
処理区域人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14	0.01	1,400.00

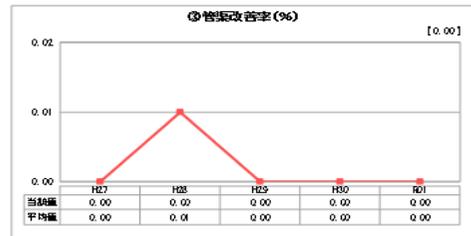
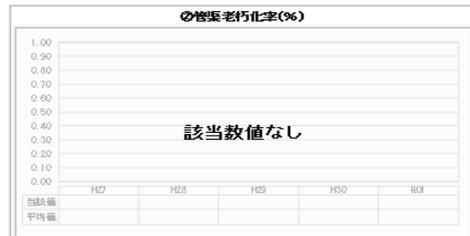
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

(1) 収益的収支比率は36.02%で、単年度の収支は赤字となりました。平成27年度から収益的収支比率が低下傾向にありますが、居住人口が減少して使用料収入が減少したものです。

(2) 企業体規模対事業規模比較は6,293.17%で、類似団体の平均値を4,544.66%上回っています。これは、施設の建設に係る企業債です。

(3) 経費回収率は64.65%で、類似団体の平均値を29.66%上回っています。汚水処理経費の一部を公費で賄っているため、使用料金の改定を検討する等、適正な料金収入の確保と経費節減が必要です。

(4) 汚水処理原価は370.05円で、類似団体の平均値より150.87円低く、概ね効率的な経営を行っています。

(5) 施設利用率は16.67%で、類似団体の平均値を18.01%下回っています。高齢化・人口減少等により、今後汚水流入量の増加が見込めないため、汚水処理施設の能力が過大となっています。

(6) 野沢処理区の水洗化率は100.00%で、類似団体平均値を9.67%上回っています。

2. 老朽化の状況について

(1) 管路改善率は0.00%です。

(2) 野沢処理場は、供用開始から20年経過して、汚水処理機器は耐用年数を経過しております。主な利用者は市営住宅の居住者ですが、市営住宅の建替え計画はありません。従いまして、現在の機器を適切に維持管理してまいります。

全体総括

1 収益的収支比率が100%未満のため、適正な使用料収入の確保及び経費節減に努めます。

2 野沢処理場は、主に市営住宅の汚水処理施設として、山間地に設置されています。公共下水道との接続が難しいため、当分の間、現状を維持します。

※ 法通用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

【別紙3】(1/2) 農業集落排水事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度											
		2年度 (決算)	3年度 (決算 見込)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	27,959	26,648	25,613	25,765	27,560	27,175	26,864	28,350	28,449	28,050	27,753	27,646
	(1) 営 業 収 益 (B)	12,383	12,430	11,980	11,610	11,250	10,910	10,580	10,270	9,970	9,670	9,380	9,100
	ア 料 金 収 入	12,382	12,420	11,980	11,610	11,250	10,910	10,580	10,270	9,970	9,670	9,380	9,100
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	1	10										
	(2) 営 業 外 収 益	15,576	14,218	13,633	14,155	16,310	16,265	16,284	18,080	18,479	18,380	18,373	18,546
	ア 他 会 計 繰 入 金	14,784	12,808	12,224	10,435	13,205	13,622	14,116	18,070	18,469	18,370	18,363	18,536
	イ そ の 他	792	1,410	1,409	3,720	3,105	2,643	2,168	10	10	10	10	10
	2 総 費 用 (D)	27,959	26,648	36,913	32,755	27,560	27,175	26,864	28,350	28,449	28,050	27,753	27,646
	(1) 営 業 費 用	23,848	23,086	33,886	30,136	25,336	25,266	25,176	26,940	27,198	26,919	26,702	26,646
	ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	23,848	23,086	33,886	30,136	25,336	25,266	25,176	26,940	27,198	26,919	26,702	26,646
	(2) 営 業 外 費 用	4,111	3,562	3,027	2,619	2,224	1,909	1,688	1,410	1,251	1,131	1,051	1,000
ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	4,111	3,562	3,027	2,619	2,224	1,909	1,688	1,410	1,251	1,131	1,051	1,000	
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			△ 11,300	△ 6,990									
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	68,735	75,943	77,413	71,142	65,900	63,010	16,550	12,095	10,148	10,142	9,061	9,951
	(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債	21,000	27,200	52,200	45,500	42,600	42,600						
	(2) 他 会 計 補 助 金	26,545	24,923	25,213	25,642	23,300	20,410	16,550	12,095	10,148	10,142	9,061	9,951
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	21,190	23,820										
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	68,735	75,943	66,113	64,152	65,900	63,010	16,550	12,095	10,148	10,142	9,061	9,951
	(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費	44,797	51,350	41,170	38,810	42,800	42,800						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	23,938	24,593	24,943	25,342	23,100	20,210	16,550	12,095	10,148	10,142	9,061	9,951
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			11,300	6,990									

【別紙3】(2/2) 農業集落排水事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度											
		2年度 (決算)	3年度 (決算 見込)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$												
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	54	52	41	44	54	57	62	70	74	73	75	74
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	12,383	12,430	11,980	11,610	11,250	10,910	10,580	10,270	9,970	9,670	9,380	9,100
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	12,177	12,383	12,430	11,980	11,610	11,250	10,910	10,580	10,270	9,970	9,670	9,380
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	166,109	168,716	195,973	216,131	235,631	258,021	241,471	229,376	219,228	209,086	200,025	190,074

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		2年度 (決算)	3年度 (決算 見込)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収益的収支分		14,784	12,808	12,224	10,435	13,205	13,622	14,116	18,070	18,469	18,370	18,363	18,536
	うち基準内繰入金	3,190	2,744	2,332	2,022	1,713	1,470	1,300	1,085	963	870	809	770
	うち基準外繰入金	11,594	10,064	9,892	8,413	11,492	12,152	12,816	16,985	17,506	17,500	17,554	17,766
資本的収支分		26,545	24,923	25,213	25,642	23,300	20,410	16,550	12,095	10,148	10,142	9,061	9,951
	うち基準内繰入金	17,995	18,460	18,723	19,022	17,341	15,174	12,429	9,080	7,620	7,606	6,795	7,463
	うち基準外繰入金	8,550	6,463	6,490	6,620	5,959	5,236	4,121	3,015	2,528	2,536	2,266	2,488
合 計		41,329	37,731	37,437	36,077	36,505	34,032	30,666	30,165	28,617	28,512	27,424	28,487

【別紙4】(1/2) 小規模集合排水処理事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	867	924	882	848	794	738	694	648	601	563	534	534	
		(1) 営 業 収 益 (B)	234	230	230	230	230	230	230	220	210	200	190	180	
		ア 料 金 収 入	234	230	230	230	230	230	230	220	210	200	190	180	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	633	694	652	618	564	508	464	428	391	363	344	354	
	ア 他 会 計 繰 入 金	633	694	652	618	564	508	464	428	391	363	344	354		
	イ そ の 他														
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	867	924	882	848	794	738	694	648	601	563	534	534	
		(1) 営 業 費 用	525	614	604	604	584	564	554	544	534	534	534	534	
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他		525	614	604	604	584	564	554	544	534	534	534	534		
(2) 営 業 外 費 用		342	310	278	244	210	174	140	104	67	29				
ア 支 払 利 息	342	310	278	244	210	174	140	104	67	29					
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)															
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,597	1,630	1,662	1,696	1,730	1,765	1,800	1,836	1,873	1,908			
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,597	1,630	1,662	1,696	1,730	1,765	1,800	1,836	1,873	1,908			
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,597	1,630	1,662	1,696	1,730	1,765	1,800	1,836	1,873	1,908			
(1) 建 設 改 良 費															
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		1,597	1,630	1,662	1,696	1,730	1,765	1,800	1,836	1,873	1,908				
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)															

【別紙4】(2/2) 小規模集合排水処理事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)												
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒	字 (P)												
	(N)-(O)	赤	字 (Q)											
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		35	36	35	33	31	29	28	26	24	23	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)		234	230	230	230	230	230	230	220	210	200	190	180
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)		278	234	230	230	230	230	230	230	220	210	200	190
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		15,900	14,270	12,608	10,912	9,182	7,417	5,617	3,781	1,908			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
	(決算)	(決算見込)												
収益的収支分	633	694	652	618	564	508	464	428	391	363	344	354		
うち基準内繰入金	347	258	231	265	175	145	116	86	55	24				
うち基準外繰入金	286	436	421	353	389	363	348	342	336	339	344	354		
資本的収支分	1,597	1,630	1,662	1,696	1,730	1,765	1,800	1,836	1,873	1,908				
うち基準内繰入金	1,299	1,337	1,363	1,391	1,418	1,447	1,476	1,506	1,536	1,567				
うち基準外繰入金	298	293	299	305	312	318	324	330	337	341				
合 計	2,230	2,324	2,314	2,314	2,294	2,273	2,264	2,264	2,264	2,271	344	354		